市内小・中学校の体育館に空調設備の設置を求める意見書

近年、地球温暖化等による影響で、全国的に夏の暑さが年々厳しくなっている。 今夏においては、気象庁は40度前後の暑さはこれまで経験したことのない、命に 危険があるような暑さで、「1つの災害と認識している」と発表した。

本市では市立小・中学校の普通教室、特別教室への空調設備の設置は完了し、40 度近くを記録する猛暑の中でも子ども達は、安全に授業を受けることができた。

しかし、市内市立小・中学校の体育館においては空調設備が未設置である。体育館は、体育の授業や体育系部活動などでは、猛暑の中激しい運動、さらに学校行事では朝礼や全校集会等に使用される。

また、市立小・中学校の体育館は、震災や台風などの災害時に市民の避難所になっており、猛暑、寒冷の中、災害時には多くの市民が避難する場所になる。

体育館に空調設備は、必要不可欠であり早急に設置すべきである。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、市立小・中学校の体育館への冷暖房等空調の設置及び断熱性能を確保するための整備に対する補助率引き上げ等を実施するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍 戸 治 重